

旭川医科大学文書処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学文書処理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学文書処理規程（平成16年旭医大達第25号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行				
<p>(略)</p> <p>(文書記号及び文書番号)</p> <p>第3条 本学において接受又は発行する文書のうち、学内相互間以外の文書で特に重要と認められるものについては、別表の文書記号及び文書番号を付するものとする。</p> <p>2 文書番号は、文書記号別に付すものとし、毎年1月1日をもって更新する。</p> <p>3 同一案件の文書については、完結するまで同一の番号を用いるものとする。ただし、必要に応じ枝番を付することができる。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和8年6月2日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u></p> <p>別表</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="235 1321 369 1361">文書記号</td><td data-bbox="369 1321 1104 1361">区分</td></tr></table>	文書記号	区分	<p>(略)</p> <p>(文書記号及び文書番号)</p> <p>第3条 本学において接受又は発行する文書のうち、学内相互間以外の文書で特に重要と認められるものについては、別表の文書記号及び文書番号を付するものとする。</p> <p>2 文書番号は、文書記号別に付すものとし、毎年1月1日をもって更新する。</p> <p>3 同一案件の文書については、完結するまで同一の番号を用いるものとする。ただし、必要に応じ枝番を付することができる。</p> <p>(略)</p> <p>別表</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="1131 1321 1265 1361">文書記号</td><td data-bbox="1265 1321 1998 1361">区分</td></tr></table>	文書記号	区分
文書記号	区分				
文書記号	区分				

旭医大	学長，理事，監事，副学長，病院長，図書館長，医学部医学科長，医学部看護学科長，事務局長又は，旭川医科大学名をもって接受又は発行する文書
旭医大総	総務課の所掌事務に係る文書
旭医大人	人事課の所掌事務に係る文書
旭医大財	財務課の所掌事務に係る文書
旭医大研	研究・学術情報課の所掌事務に係る文書のうち，研究支援に関するもの
旭医大図	研究・学術情報課の所掌事務に係る文書のうち，図書館に関するもの
旭医大施	施設課の所掌事務に係る文書
旭医大学	学務課の所掌事務に係る文書
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
旭医大医療	医療支援課の所掌事務に係る文書
旭医大医事	医事課の所掌事務に係る文書

備考

表に定める文書記号のほか，規程等の達示文書には，旭医大達を文書記号とする。

別紙様式第1号（第8条第2号関係）（略）

別紙様式第2号（第10条関係）（略）

【改正理由】

事務局組織の改組に伴い，所要の改正を行うものである。

旭医大	学長，理事，監事，副学長，病院長，図書館長，医学部医学科長，医学部看護学科長，事務局長又は，旭川医科大学名をもって接受又は発行する文書
旭医大総	総務課の所掌事務に係る文書
旭医大人	人事課の所掌事務に係る文書
旭医大財	財務課の所掌事務に係る文書
旭医大研	研究・学術情報課の所掌事務に係る文書のうち，研究支援に関するもの
旭医大図	研究・学術情報課の所掌事務に係る文書のうち，図書館に関するもの
旭医大施	施設課の所掌事務に係る文書
旭医大学	学務課の所掌事務に係る文書
旭医大入	入試課の所掌事務に係る文書
旭医大経	経営企画課の所掌事務に係る文書
旭医大医療	医療支援課の所掌事務に係る文書
旭医大医事	医事課の所掌事務に係る文書

備考

表に定める文書記号のほか，規程等の達示文書には，旭医大達を文書記号とする。

別紙様式第1号（第8条第2号関係）（略）

別紙様式第2号（第10条関係）（略）